

総会

配布：一般

2014年9月3日

原文：英語

人権理事会

第22特別会期

2014年9月1日

人権理事会により採択された決議

S-22/1

いわゆるイラクおよびレバントにおけるイスラム国並びに関係を有する集団により犯された侵害に照らしたイラクの人権状況

人権理事会は、

国際連合憲章、世界人権宣言および他の関連する国際人権法文書に基づき、

2001年9月28日の1373(2001)、2005年8月4日の1618(2005)、2005年9月14日の1624(2005)、2014年7月30日の2169(2014)および2014年8月15日の2170(2014)の安全保障理事会諸決議、2006年10月8日の総会決議60/288並びに2009年3月26日の10/15と2010年3月26日の13/26の人権理事会諸決議および他の全ての関連する国際連合諸決議を想起し、

国際的に承認された国境の範囲内のイラクの主権、統一および領土保全に対する理事会の約束を再確認し、

その中でいわゆるイラクおよびレバントのイスラム国並びに関連するテロリスト集団により犯された残虐行為の極悪さに留意し、またその中で違法な殺害、女性および子どもに対する性的暴力、奴隷にすること、レイプ、強制結婚、移送および拉致に関与しているそのような残虐行為は、

人道に対する罪に相当する可能性があり、そして悲惨な人道的危機および彼らの支配の下にある地区から大多数の人々の移送の原因となっていると述べている、安全保障理事会、事務総長、国際連合人権高等弁務官およびイラク担当事務総長特別代表により出された様々な声明を歓迎し、

違法な殺害、文民を故意に標的にすること、強制的な改宗、その宗教または信念に基づく個人を対象を特定した迫害、および種族的や宗教的少数者の構成員、とりわけモースルおよびシンジャー、タラファー、バシール、アメルリ、ニネベ平野そして他の地域を含む、周辺地域におけるキリスト教徒やヤジディ教徒に対する暴力行為並びに少数者が居住している村の文民に対する包囲に関するものを含む、いわゆるイラクおよびレバントのイスラム国並びに関連するテロリスト集団によりイラク国民に対して犯されたテロ行為の結果として生じている、イラクにおける増加しているまた劇的な人権違反および侵害並びに国際人道法の違反を深く懸念し、

いわゆるイラクおよびレバントのイスラム国による文民に対する攻撃並びに多数の非武装のイラク兵士および聖職者の大量処刑、並びに記念碑、寺院、教会、モスクや他の礼拝の場所、考古学的な遺跡および文化的な遺産の猛烈な破壊をまた深く懸念し、

いわゆるイラクおよびレバントのイスラム国並びに関連する集団によるジャーナリストに対する攻撃を深く憂慮し、

全ての国家は、国連憲章および人権に関する他の文書に従って、全ての者に対する全ての人権と基本的自由を促進しまた保護する責任を有していることを再確認し、そして人権と基本的自由の保護並びに促進は政府の責任であることもまた再確認し、

テロ行為はどのような状況でも正当化されることはできないこともまた再確認し、

あらゆる形態および表現におけるテロリズムの行為は、人権の享受に対して重大な脅威を与えることに憂慮を表明し、

いわゆるイラクおよびレバントのイスラム国並びに関連する集団の国境を越えた性格は、より広範な地域に脅威を与えていることを深刻な懸念をもって認識し、

宗教的および種族的少数者の構成員、女性と子ども、並びに脆弱な状況にある集団の構成員を保護するために適切な措置を講じ、そして彼らに対して支援を提供し、および文民並びに学校、病院、寺院そして礼拝の場所のような公的施設を保護する必要性を強調し、

人道援助を提供し基本的な必要性が満たされることを確保しそして暴力を原因とする苦しみを緩和するため全ての避難したイラク国民に対して援助するため、国際的な協力を強化する必要性もまた強調し、

テロ行為の資金調達を予防しまた抑圧する国際連合の加盟国の義務を十分に認識し、

1. 戦争犯罪および人道に対する罪に相当する可能性のある、イラクの幾つかの県において2014年6月10日以来行われてきたいわゆるイラクおよびレバントのイスラム国並びに関連する集団により犯されたテロ行為の結果として生じている組織的な暴力および人権侵害並びに国際人道法の違反を可能な限り最も強い文言で非難し、そしてとりわけその宗教的または種族的帰属に基づく人に対する全ての暴力、並びに女性と子どもに対する暴力を強く非難する。

2. 全ての当事者に対し、文民、とりわけ女性と子どもを保護するため、適用可能な国際人道法および人権法を遵守し、彼らの人権を尊重しそして影響を受けた全ての住民に対して人道的および医療のサービスのための安全なアクセスを提供することを要求している、その基本的必要性を満たすことを促す。

3. そのような国際人道法違反または人権法の違反や侵害に対して責任を有する者が適切な制度を通して責任を問われる必要性を強調し、そしてイラク政府に対し、全ての実行者が訴追されることを確保することを求める。

4. 憲法的に負託された時間枠の範囲内で新しいまた包括的な政府を確立するイラク当局に対する理事会の支援を表明する。

5. イラクの新政府に対し、国民統一および和解の精神でイラク社会の全ての構成部分が関与

することにより、いわゆるイラクおよびレバントのイスラム国に対抗するその取組において人権法と国際人道法を支持することにより、そしてイラクにおける人権法と国際人道法の全ての申し立てられた侵害と違反を適切に調査することにより、人権を促進しまた保護すること、そして自らの宗教を表現する全ての宗教的地域共同体の構成員の能力を促進することにより宗教的自由と社会的多元性を促進し、また公然と且つ社会に対する平等な立場で貢献するイラク政府の取組を支援し続けること、また自らの宗教的または信念に基づいた人に対する攻撃を予防しそしてそのような攻撃の実行者を起訴する適切な措置を講じることを求める。

6. 全ての当事者に対し、テロ行為に対し何らかの合法性を与えないことを促す。

7. 国際社会に対し、テロリズムにより影響を受けた地区から逃れてくる者、女性、子どもおよび障害者、並びに種族的、宗教的および他の少数者の構成員を含む、とりわけ脆弱な状況にある集団の構成員の保護と援助を確保するイラク当局を支援することを求める。

8. 国際連合、その専門機関およびイラクの協力機関のイラクの国内当局に対する継続的支援についてそれらを称賛し、そして国際社会および全ての関連する利害関係者に対し、自らの故郷への国内避難民の帰還を確保するため、いわゆるイラクおよびレバントのイスラム国並びに関連集団により支配された地区に平和、安定並びに安全を回復することにおいてまたイラク政府の要請で文民、特に脅かされた少数者を保護することにおいてイラク政府を支援するその取組を強化することを促す。

9. 国際連合人権高等弁務官に対し、人権を促進することおよび保護することにおいて支援するためイラク政府に対して技術的援助と能力構築の援助を提供すること、およびそのうえに報告することを要請する。

10. 高等弁務官事務所に対し、いわゆるイラクおよびレバントのイスラム国並びに関連するテロ集団により犯された国際人権法の申し立てられた違反および侵害を調査するためイラクに使節団を緊急に派遣すること並びに刑事責任の免除を回避することおよび十分な責任を確保することを目的に、そのような侵害や違反の事実と状況を立証すること、並びに人権理事会の第 28 会期期間中に双方向の対話で同理事会に調査結果に関する報告書を提供することを要請し、そしてまた高等

弁務官事務所に対し、本決議の履行に関して同理事会の第 27 会期期間中に口頭での最新情報を提供することもまた要請する。

11. この問題に引き続き取り組むことを決定する。

第 2 回会合

2014 年 9 月 1 日

〔投票無しで採択〕